

国際学会等派遣事業 平成22年度支給事務取扱要領

標記事業にかかる経費請求等の手続きについては、下記の事項にご留意のうえ、所属機関事務局においては、本要領に従って採用者の必要書類を取りまとめのうえ、ご提出ください。

1 旅行期間

採用決定通知に記載された国際学会等の開催期間及び開催地への往復に要する日数とします。ただし、国際学会等に参加する日数が7日間を超える場合は、下記3(2)をよく読んだうえで手続きにあたってください。

2 本用務と付加用務

本事業による用務、すなわち「当該国際学会等出席」（以下「本用務」）に、その他の用務（以下「付加用務」）を加えて同一の旅行とする場合は、下記の事項が認められる場合について、本用務地と本邦間の最も経済的な経路の往復航空運賃のみを支給します。

- ① 本用務と密接な関係にあり、学術研究のために有益であると認められる場合
- ② 付加用務の期間が、本用務と同日数以内である場合

付加用務に係る直接経費（本用務地から付加用務地への移動経費、日当・宿泊料等）は、支給しません。

なお、学会発表に係る打合せ等のため、国際学会等開催期間前後に滞在する場合等も、付加用務扱いとなります。

また、次の場合については、往路、復路、又はその両方の航空運賃を支給しません。

- ① 付加用務が本用務と関係ないと判断される場合
- ② 付加用務が本用務の日数を超える場合
- ③ 明らかに他の経費により負担されるものと判断される場合

3 支給経費

(1) 航空運賃

所属機関の最寄りの国際空港から開催地の最寄りの空港までの、最も経済的な経路による低廉な航空運賃を利用してください。

航空運賃（燃油サーチャージを含めた金額）は原則として、下記金額を上限とします。

なお、本用務に係る空港使用税、出入国税、航空保険料、発券手数料、旅行代理店手配料等も支給します。旅客運賃見積書（下記4(1)参照）においては、これらの項目の内訳を明確に記載してください。

[航空運賃の上限]

ヨーロッパ地域：25万円以内 北米地域：20万円以内 アジア地域：10万円以内
大洋州地域：15万円以内 中南米地域：30万円以内 中東地域：25万円以内
アフリカ地域：30万円以内

(2) 日当及び宿泊料

国際学会等に参加する日数（申請者が発表等を行う日を含む連続した7日間を限度とする）に開催地への往復に要する日数を加えた期間に限り、下表および本会旅費規程に基づき支給します。滞在目的が国際学会等への参加（本用務）であっても、8日目以降の学会出席期間中の日当・宿泊料は支給されませんのでご注意ください。

日 当 (1日につき)			宿 泊 料 (1日につき)		
指定都市・ 甲地方	乙地方	丙地方	指定都市・ 甲地方	乙地方	丙地方
4,000円	3,000円	3,000円	14,000円	11,000円	10,000円

※ 指定都市、甲地方、乙地方、及び丙地方に属する主な国又は地域名は、別表を参照してください。

4 出発前手続き

(1) 出発日の40日前までに、次のものを所属機関事務局を通じて提出してください。

① 外国出張計画書（様式1）

・発表・講演題目（英文）

やむを得ず申請時より変更となった場合は理由書（様式任意）を添付してください。
ただし、発表内容に変更が生じていると認められる場合には、採用取り消しとなります
のでご注意ください。

・主催者負担の有無

主催者側から渡航費等への経費負担がある場合は、その内容が記載された書簡等
の写しを併せて提出してください。

・付加用務の取り扱いについては、上記2に留意してください。

② 日程表（様式1別紙）

・出発地 所属機関の最寄りの国際空港とします。（例：成田、関西等）

※ なお、国際空港までの国内航空運賃等は支給対象ではありません。

③ 旅客運賃見積書及び旅程表

※ 見積書は金額の内訳、税金等の詳細がわかるものをご提出ください。

※ 付加用務を含む場合は、次の2種類の見積書・旅程表をご提出ください。

1) 日本～本用務地～日本

（本用務のみの出張であった場合の日程として作成してください）

2) 日本～本用務地～付加用務地～日本

（または日本～付加用務地～本用務地～日本）

④ 銀行口座届（様式2）・・・原則として派遣者本人名義のもの

⑤ 当該学会等における役割を裏付ける書類 [採用内定者のみ]

(例：論文採用通知、役割が記載されたプログラム等)

- (2) 出発前提出書類が出発日の40日前までに提出されない場合は「辞退」したものとして取り扱い、経費は支給しませんので留意願います。

なお、この場合、必ず辞退届(様式6)を提出してください。

また、⑤当該学会等における役割を裏付ける書類が出発日の40日前までに間に合わない場合は、事前にお知らせください。

5 経費支給方法

経費支給方法は「精算払い」が原則となります。「概算払い」を希望する場合は、「外国出張計画書」(様式1)の「概算払いを希望する」にチェックを入れてください。

なお、経費支給方法により支給経費振込み時期が異なりますので、ご留意願います。

- ① 精算払い：「領収書」(下記6①参照)に基づき、経費を帰国後に支給するもの。
- ② 概算払い：「旅客運賃見積書」(上記4(1)③参照)に基づき、経費を出発前に支給するもの。
 - ・概算払いの場合、経費額の変更(例：サーチャージ金額の変更)により、帰国後、小額(例：100円)であっても精算手続きをお願いする場合があります。
 - ・本会への必要書類の提出が遅れた場合など、概算払いを希望していても帰国後の支給となる場合もあります。

※付加用務及び国内航空運賃が発生する場合など、支給額が領収書もしくは見積書記載額と異なる場合があります。

6 経費精算手続き

帰国後2週間以内に、次のものを所属機関事務局を通じて提出してください。

① 領収書

航空運賃支払いを証明する領収書(原則として旅行代理店発行のもの)等。

なお、領収書の額が出発前に提出された見積書記載額と異なる場合、その理由及び変更後の明細を旅行代理店に確認のうえ、書面(様式任意)にて提出してください。

② 出発・帰国届及び旅費精算書(様式3)

様式3中、「3. 旅費の精算」については、上記5で「概算払い」を選択した場合、ア又はイの該当するものに○を付してください。

7 内定者の取扱いについて

採用者のうち、国際学会等における役割が申請時に確定していない者については、内定者となります。

(1) 内定者の採用確定について

内定者は、国際学会等における役割が申請時のとおり確定した時点で、採用が確定します。

なお、これを受けて、本会から改めて採用通知を送付することはありませんので、ご留意

願います。

(2) 内定者の不採用確定について

内定者は、国際学会等における役割が申請時のとおり確定しなかった場合、不採用となります。この場合、所属機関事務局を通じて、あらかじめ電話連絡のうえ、速やかに辞退届（様式6）を提出してください。なお、これを受けて、本会から改めて不採用通知を送付することはありませんので、ご留意願います。

8 派遣報告書の提出

所属機関事務局は、当該月の派遣者に係る「派遣報告書」（様式4）を取りまとめのうえ、翌月15日までに提出してください。

9 旅行変更

(1) 計画変更

やむを得ない事情により、旅行計画に変更が生じた場合は、あらかじめ電話連絡のうえ、速やかに次のものを提出してください。

- ① 外国出張変更計画書（様式5）
- ② 日程表（様式5別紙）
- ③ 旅客運賃見積書及び旅程表

なお、既に経費支給がされている場合は、帰国後、旅行計画変更に伴う支給済額との差額を精算してください。

(2) 辞退

やむを得ない事情により、旅行を取り消す場合は、あらかじめ電話連絡のうえ、速やかに辞退届（様式6）を提出してください。

10 その他

本会ホームページ「国際学会等派遣事業 採用者へ」を参照願います。
なお、様式等についても、こちらからダウンロード可能です。

<http://www.jsps.go.jp/j-is/main.html>

《本件についての照会・提出先》

独立行政法人 日本学術振興会 国際事業部

研究協力第二課「国際学会等派遣事業」担当

〒102-8471 東京都千代田区一番町6

電話：03-3263-1791・2087（ダイヤルイン）

FAX：03-3263-1673（国際事業部共通）

E-mail：gakkai-haken@jsps.go.jp

指定都市、甲地方、乙地方、丙地方に属する主な国又は地域名

指定都市			
シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン			
甲地方		乙地方	
<p><u>(アジア州)</u> アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 オマーン国 カタール国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 トルコ共和国 パレスチナ バーレーン王国 ヨルダン・ハシェミット王国 レバノン共和国</p> <p><u>(ヨーロッパ州)</u> アイスランド共和国 アイルランド共和国 アンドラ公国 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(英国) イタリア共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 キプロス共和国 ギリシャ共和国 サンマリノ共和国 スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン王国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 ノルウェー王国 パチカン市国 フィンランド共和国 フランス共和国 ベルギー王国 ポルトガル共和国</p>	<p>マルタ共和国 モナコ公国 リヒテンシュタイン公国 ルクセンブルク大公国 アンドラ大公国 ジブラルタル <イギリス> スバルバル諸島・ヤンマイエン島 <ノルウェー> チャネル諸島 <イギリス> フェロー諸島 <デンマーク> マン島<イギリス></p> <p><u>(北アメリカ州)</u> アメリカ合衆国(米国) カナダ グアム<アメリカ> グリーンランド <デンマーク> サンピエール島・ミクロン島<フランス> バミューダ諸島<イギリス></p>	<p><u>(アジア州)</u> インドネシア共和国 カンボジア王国 カシミール タイ王国 大韓民国 フィリピン共和国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 マレーシア ミャンマー連邦 ラオス人民民主共和国 東ティモール民主共和国 香港(香港特別行政区)</p> <p><u>(大洋州)</u> オーストラリア連邦 キリバス共和国 ソロモン諸島 ツバル トンガ王国 ナウル共和国 サモア独立国 バヌアツ共和国 パプアニューギニア独立国 パラオ共和国 フィジー諸島共和国 ニューージーランド マーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦 ウェーク島 <アメリカ> 北マリアナ諸島 <アメリカ> クック諸島 <ニューージーランド> クリスマス島 <オーストラリア> ココス諸島 <オーストラリア> ジョンストン島 <アメリカ> トケラウ諸島 <ニューージーランド></p>	<p>ニウエ <ニューージーランド> ニューカレドニア <フランス> ノーフォーク島 <オーストラリア> ビトケアン島 <イギリス> フランス領ポリネシア <フランス> 米領サモア <アメリカ> ミッドウェー諸島 <アメリカ> ワリス・フテュナ諸島 <フランス></p> <p><u>(ヨーロッパ州)</u> アルバニア共和国 エストニア共和国 クロアチア共和国 コソボ共和国 スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 モンテネグロ共和国 チェコ共和国 ハンガリー共和国 ブルガリア共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポーランド共和国 マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国 ラトビア共和国 リトアニア共和国 ルーマニア アゼルバイジャン共和国 アルメニア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 カザフスタン共和国 キルギス共和国 グルジア タジキスタン共和国 トルクメニスタン ベラルーシ共和国 モルドバ共和国 ロシア連邦</p>

丙 地 方

(アジア州)		(北アメリカ州)	(南アメリカ州)
<p>インド 北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国） スリランカ民主社会主義共和国 台湾 中華人民共和国 ネパール連邦民主共和国 パキスタン・イスラム共和国 バングラデシュ人民共和国 ブータン王国 マカオ（マカオ特別行政区） モルディブ共和国 モンゴル国</p>	<p>セネガル共和国 ソマリア民主共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 中央アフリカ共和国 チュニジア共和国 トーゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブルキナファソ ブルンジ共和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 モザンビーク共和国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モロッコ王国 リビア（大リビア・アラブ社会主義人民ジャマールヒーヤー国） リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト王国 英領インド洋地域 セントヘレナ島 西サハラ マイヨット島 レユニオン ＜フランス＞</p>	<p>アンティグア・バーブーダ エルサルバドル共和国 キューバ共和国 グアテマラ共和国 グレナダ コスタリカ共和国 ジャマイカ セントクリストファー・ネイビス セントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア ドミニカ国 ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ共和国 ニカラグア共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 バハマ国 バルバドス ベリーズ ホンジュラス共和国 メキシコ合衆国 アルバ＜オランダ＞ アンギラ＜イギリス＞ 英領バージン諸島 ＜イギリス＞ オランダ領アンティル ＜オランダ＞ ケイマン諸島 ＜イギリス＞ グアドループ島 ＜フランス＞ タークス諸島・カイコス諸島 ＜イギリス＞ プエルトリコ ＜アメリカ＞ 米領バージン諸島 ＜アメリカ＞ マルチニーク島 ＜フランス＞ モンセラット ＜イギリス＞</p>	<p>アルゼンチン共和国 ウルグアイ東方共和国 エクアドル共和国 ガイアナ共和国 コロンビア共和国 スリナム共和国 チリ共和国 パラグアイ共和国 ブラジル連邦共和国 ベネズエラ・ボリバル共和国 ペルー共和国 ボリビア共和国 フォークランド（マルビナス）諸島 フランス領ギアナ ＜フランス＞</p> <p>(南極) 南極大陸及び周辺の島しょ</p>
<p>(アフリカ州) アルジェリア民主人民共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共和国 エジプト・アラブ共和国 エチオピア連邦民主共和国 エリトリア国 ガーナ共和国 カーボベルデ共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ギニア共和国 ギニアビサウ共和国 ケニア共和国 コートジボワール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シエラレオネ共和国 ジブチ共和国 ジンバブエ共和国 スーダン共和国 スワジランド王国 セイシェル共和国 赤道ギニア共和国</p>			